

§ 7 小規模受水槽水道等監視指導事業

水道法の規制を受けない小規模な受水槽や複数戸で用いている井戸については、水質や施設管理等の問題が指摘されており、不適切な管理が原因となって利用者の健康を害するおそれがあるため、平成7年10月1日「川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を施行し、一部に簡易専用水道と同様に管理状況検査の受検を規定する等、自主管理の徹底を図り、衛生確保に努めた。

表259 対象施設

		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
小規模水道		14	-	1	2	3	1	2	5
小規模受水槽水道		2,482	576	411	456	392	201	242	204
用途別	共同住宅	1,222	178	201	240	221	129	135	118
	事務所	200	109	21	24	23	6	5	12
	店舗	96	27	12	13	14	12	10	8
	学校	33	12	3	1	7	-	6	4
	工場	45	15	5	6	16	-	-	3
	病院	20	3	7	2	6	1	1	-
	旅館	29	16	5	7	-	-	-	1
	興行場	3	3	-	-	-	-	-	-
	寮	100	15	17	29	19	4	10	6
	集会場	3	1	1	1	-	-	-	-
併用		559	123	132	131	55	27	61	30
その他		172	74	7	2	31	22	14	22
容量別	0トン超8トン以下	1,973	465	352	358	311	143	190	154
	8トン超10トン以下	509	111	59	98	81	58	52	50
飲用井戸（水道未布設）		28	-	-	1	4	1	16	6
災害時協力井戸 （一部再掲）	（飲料水供給施設）	29	-	-	2	2	2	21	2
	（生活用水供給施設）	205	3	12	7	41	46	43	53

資料：健康安全室